

再建に必要な支援制度の知識

本日の資料はこのサイトでDLできます



ひさぽ

被災者支援情報をさぽーとページ



ひさぽ



より詳しく知りたいときは ➡



講師

弁護士・防災士 永野 海

日本弁護士連合会 災害復興支援委員会 副委員長
静岡県被災者支援アドバイザー



参考文献 『避災と共災のすすめ・人間復興の災害学』
永野海（帝京新書）



いまは応急期です

01 応急期



避難生活



片付け



罹災証明書



02 避難生活期



応急仮設住宅

(公営住宅の無償利用)

自宅について



03 住まい再建期



住まいの選択

焦らず、じっくり考える

- | 自宅の建替え
- | 自宅の修理
- | 転居して再建
- | 災害公営住宅



急いで家の被害を撮影しなくても大丈夫！

写真のために、**危険な家の中には入らないで**ください



早めの撮影が重要なのは「水害」

時間の経過や掃除で「痕跡」が消えやすいため



被災直後



時間で薄れる



地震の被害は、記録を急がなくてよい

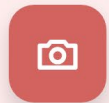
物理的な損傷は、時間が経っても残るため



被災直後



ずっと残る



でも「修理前」の記録は必ず残す **重要**

修理をすると、被害の状況がわからなくなってしまうため

「修理前」に撮影





急いで罹災証明書を申請しなくても大丈夫！

むしろ申請が遅い人の方が得をする ことも多い



最初の調査は、判定が厳しいことも

慣れない調査で、最初はコツもわからず慎重になりがち



時間が経つほど、被害が大きくなる

余震や風雨で被害が拡大してからの調査で判定が高くなる



早くもらうほど、期限も早い

再調査などの期限が定められると、早い人ほど不利に



判定は厳しめ



判定が上がる



期限が早く来る



補足

時間が経つほど専門家の支援が増え、自治体も対応を検討しやすくなります

だから、急がない方が有利なことも



1週間後の準半壊より、3か月後の半壊！

最初の判定を低くだと、**自治体自体が苦しむ**ことに



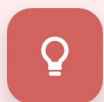
準半壊以下の判定は、支援の大半を失う

住民が公的支援を使えない＝自治体に復興資金が入らない



自力再建できないと、固定資産税も入らない

公的支援が不足し、災害公営住宅の希望が殺到したら？



被害の実態にあった**判定のコツ・工夫**を

住民からの情報も専門家の意見も、判定を上げる「宝の情報」



支援・復興資金が減る



固定資産税なし

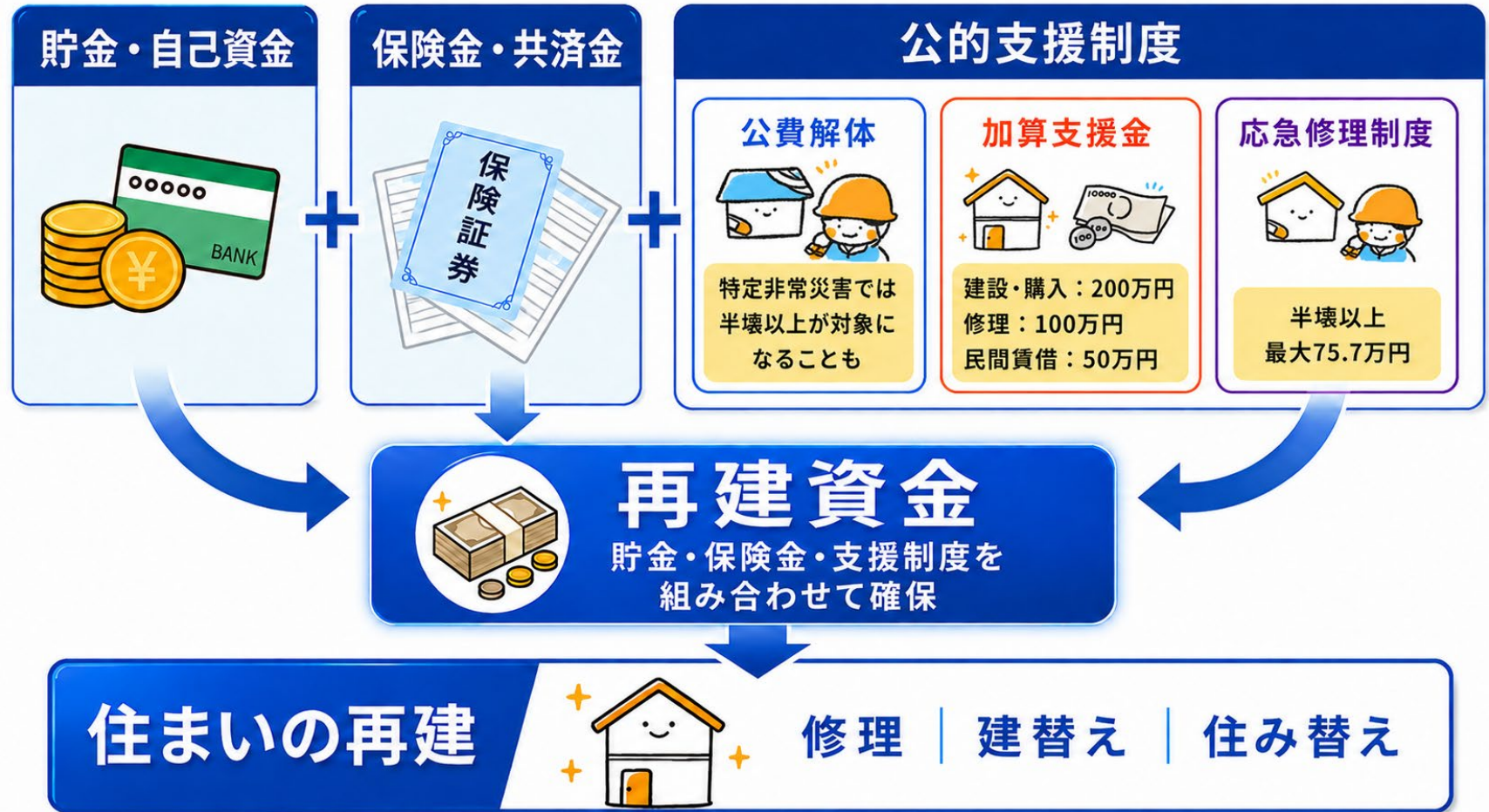
公営住宅に殺到



判定を上げる



組み合わせて再建！



公的支援制度

→ **実は、こんなにたくさんあります！**

貯金・保険金とあわせて、これらの制度を組み合わせて再建資金を確保しましょう



避難所 数日から数ヶ月の利用（無料）	緊急修理制度 <2026基準> 準半壊程度以上 5万6400円 屋根や壁のブルーシート工事など	応急修理制度 <2026基準> 半壊以上 75万7000円 準半壊 36万7000円	被災者生活再建支援金 基礎支援金 単身は金額が4分の3 全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	火災(地震)保険・共済 保険(共済)に確認 日頃から水災補償の加入もれなども確認を	仮設住宅 応急修理制度を使うと入れなくなることも 原則 2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性
義援金 家族の死亡や住家被害の程度により支給される	自治体の追加支援 自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集が大切に	災害弔慰金 家族の死亡時に遺族に 500万円 又は 250万円 支給	災害援護資金貸付 1か月以上の負傷 家財損害、住家被害に応じ最大 350万円 貸付	雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・墓地などの損害は確定申告により税金の減免になる	公費解体 (無料で解体・撤去) 原則 全壊建物 が対象 特定非常災害なら半壊以上の建物も対象になることも
被災者生活再建支援金 加算支援金 単身は金額が4分の3 建設・購入 200万 修理 100万 民間賃借 50万 中規模半壊は上の半額	被災ローン減免制度 住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除 【破産の前に検討を】	リバースモーゲージ <高齢者返済特例> 60歳以上なら、不動産評価の6割まで借り入れ、返済は利息だけでOK	災害復興住宅融資 (建設・購入・補修) 建設・購入資金は半壊以上、補修は一部損壊以上が融資の条件	災害公営住宅 収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり	



使える支援制度の全体マップ

大きく4つの分野に分かれています

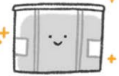
住まいの支援

避難所



数日から数ヶ月
の利用（無料）

仮設住宅



応急修理制度を使うと
入れなくなることも

原則 2年 以内
家賃無料
半壊も入居可能性

災害公営住宅



収入に応じて家賃
は変動。当初数年
は家賃の特例あり

お金の支援

義援金



家族の死亡や住
家被害の程度に
より支給される

被災者生活再建支援金 基礎支援金



単身は金額が4分の3

全壊・解体・長期避難
100万円
大規模半壊
50万円

被災者生活再建支援金 加算支援金



単身は金額が4分の3

建設・購入 200万
修理 100万
民間貸借 50万
中規模半壊は上の半額

修理・解体の支援

緊急 修理制度



<2026基準>

準半壊程度以上
5万6400円
屋根や壁のブルー
シート工事など

応急修理 制度



<2026基準>

半壊以上
75万7000円
準半壊
36万7000円

公費解体 (無料で解体・撤去)



原則 全壊建物 が対象
特定非常災害なら
半壊以上の建物も
対象になることも

融資・減免の支援

災害援護資 金貸付



1か月以上の負傷
家財損害、住家被
害に応じ最大
350万円 貸付

リバース モーゲージ <高齢者返済特例>



60歳以上なら、不
動産評価の6割ま
で借り入れ、返済
は利息だけでOK

被災ローン 減免制度

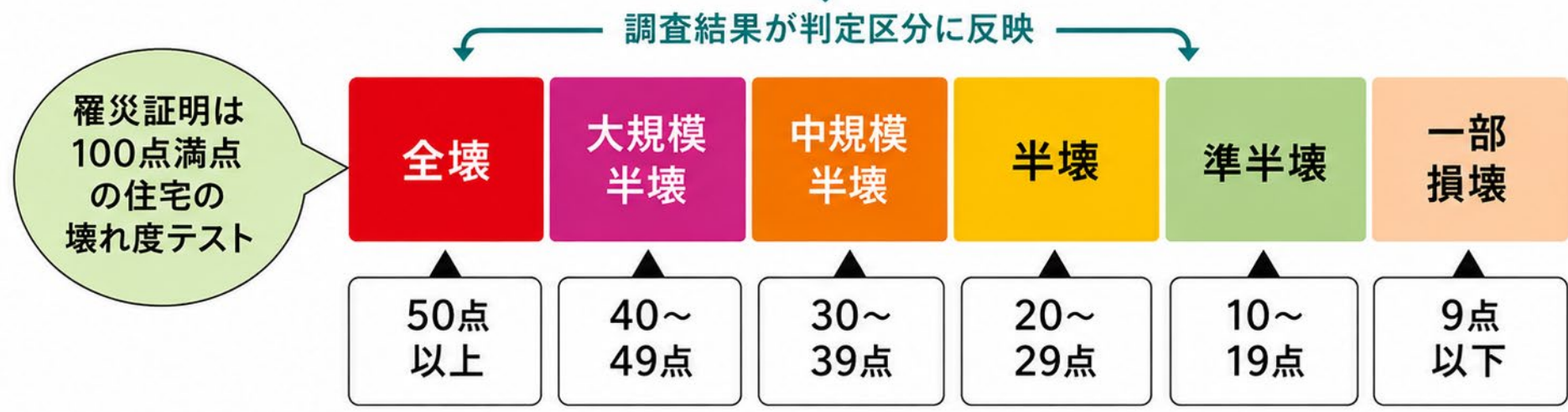


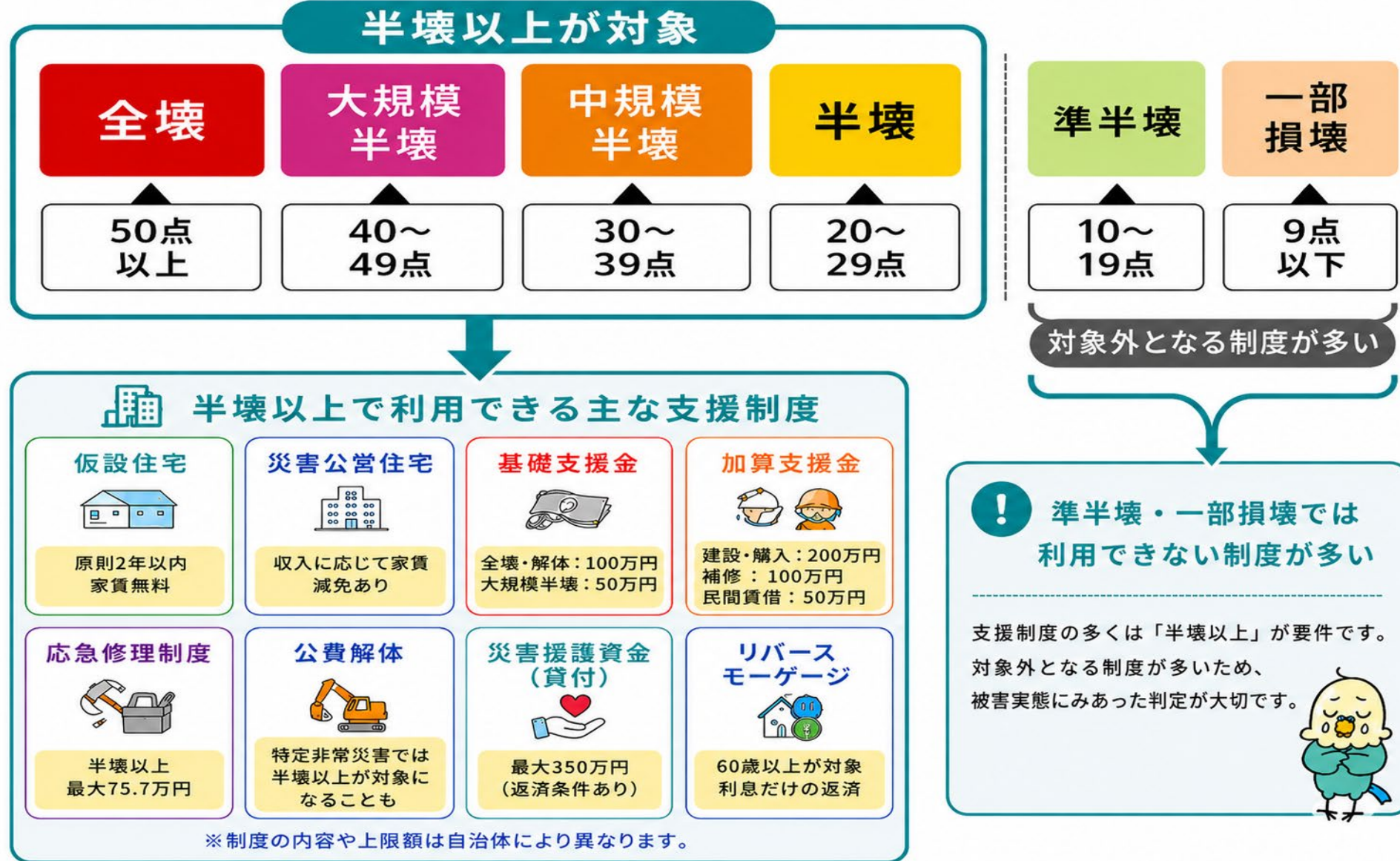
住宅、事業、教育
などの個人ローン
の減額・免除
【破産の前に検討を】

雑損控除 (災害減免法)



建物・家財・車・墓地
などの損害は
確定申告により
税金の減免になる







下の配点項目の合計点で、上の判定区分が決まります



地震の一次調査
(外だけの調査)

項目	配点
屋根	15点
壁(外壁)	75点
基礎	10点

どちらも
100点満点

二次調査
(家の中も調査)



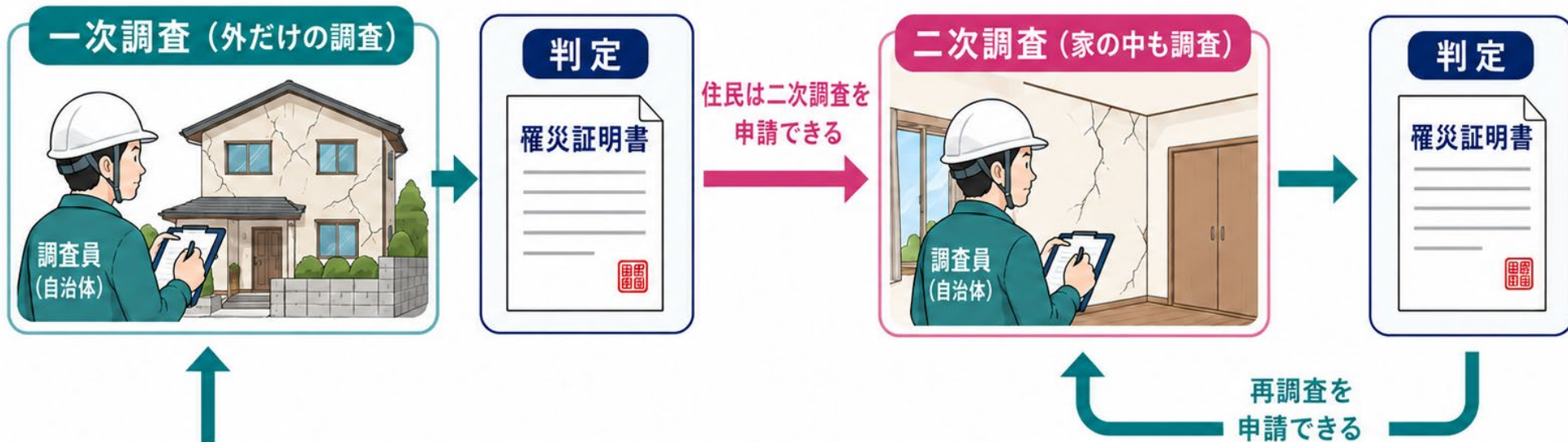
項目	配点	項目	配点	項目	配点
屋根	15点	外壁	10点	建具	15点
柱	15点	内壁	10点	基礎	10点
床	10点	天井	5点	設備	10点



1発勝負じゃないのか

判定に納得できないときの流れ

地震の住家被害認定調査



補足



合理的理由があれば、一次調査のやり直し（一次調査の再調査）も自治体に相談を

補足

自治体の皆さまへのお願い

- 一次調査と二次調査の関係で判定を下げる必要はありません
- 二次調査の再調査の関係でも、各自治体で判定を下げない工夫をお願いします
(過去の災害でも窓口で判定が下がる可能性を指摘されて再調査を断念する住民が多数でています)



二次調査の申請、どう考える？

参考になる考え方を、判定区分ごとに整理しました

！ 慎重に考えるケース

大規模
半壊

中規模
半壊

半壊

の判定の人



半壊以上で建物の《解体》を予定している人は、
二次調査申請は慎重に

- ① 半壊＋解体で全壊の人と同じ支援になる制度もある
- ② 準半壊以下に下がると支援が大きく減る

💡 前向きに検討するケース

準半壊

10～19点

の判定の人



まず自治体に自分の点数を聞く
(できれば調査票のコピーをもらう)

《20点》に近い人や、家の外からみた被害より、
《家の中》の被害が大きそうな人は、二次調査の
申請を前向きに検討する

災害に係る住家の被害認定基準運用指針

令和6年5月
内閣府(防災担当)

国の運用指針は
令和6年5月版
から加筆

1. 目的

災害に係る住家の被害認定基準運用指針(以下「運用指針」という)は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」(以下「被害認定基準」という)に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。

なお、市町村が、地域の実情、災害の規模等に応じ、本運用指針に定める調査方法や判定方法によらずに被害認定調査を行うことを妨げるものではない。

本運用指針は、住家の損害割合により被害認定を行う場合の標準的な調査・判定方法を定めたものですが、運用指針に例示されている損傷と同程度以上の損傷が現に住家に生じていると客観的に判断される場合には、市町村の判断により、当該損傷を考慮した上で、被害認定を行うことが従来から可能となっておりますので、念のためお知らせします。

事務連絡
平成28年6月6日

熊本県内市町村
担当部局長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付
参事官(事業推進担当)

被害認定調査及び罹災証明書交付に係る留意事項について

被害認定調査・罹災証明書交付に係る事務について、日々取り組まれていること、大変ご苦労さまです。
申し上げるまでもなく、罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けた重要な基礎的資料であります。
これから第2次調査を進めていくに当たって、被害認定調査や罹災証明書に係る留意事項について、下記の通り改めてとりまとめましたので、円滑かつ的確な対応方よろしくお願い致します。

記

1. 災害の被害認定基準について

内閣府では、災害により被害を受けた住家の被害認定基準として、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」を定めております。

また、市町村が、住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月内閣府(防災担当)。以下「運用指針」という。)を定めております。

本運用指針は、住家の損害割合により被害認定を行う場合の標準的な調査・判定方法を定めたものですが、運用指針に例示されている損傷と同程度以上の損傷が現に住家に生じていると客観的に判断される場合には、市町村の判断により、当該損傷を考慮した上で、被害認定を行うことが従来から可能となっておりますので、念のためお知らせします。

内閣府防災の
事務連絡
(熊本地震)



① 機能・効用喪失ならVで評価

修理不能な部分や、部材・設備の機能が失われて全面交換が必要なら、その全体をVで評価



② 補修でみえない＝被害の証拠

ブルーシート等で覆われ、修理によって被害が見えない場合は、ブルーシート等そのものを被害の証拠と扱う



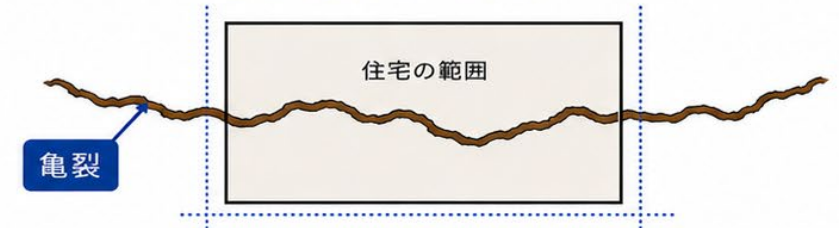
③ 拡大被害も評価に加算

余震や風雨など、地震後に拡大した被害も含めて評価する(大災害時に本人が被害拡大を防ぐのは極めて困難)

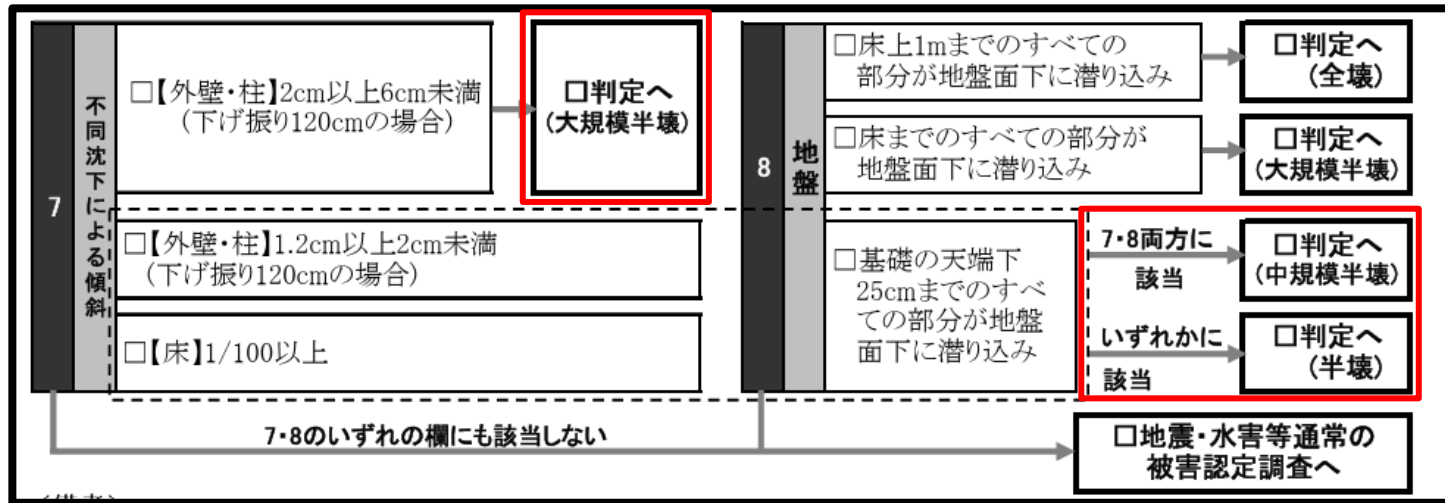


④ 亀裂縦断で全壊判定

地面の亀裂が住宅を縦断・横断したときの全壊判定をためらわない



判断に迷ったら専門家に写真で相談を!



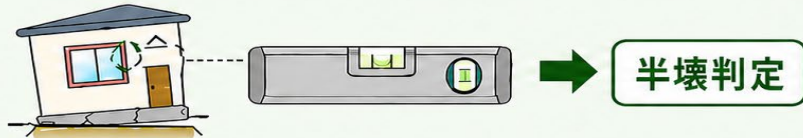
前の熊本地震の
平成28年5月20日
の事務連絡
(内閣府防災)も
確認してね



この不同沈下や地盤被害の1次調査の判定方法は
『液状化』以外のときでも使ってよい!
※地震調査票を使うより判定が上がりやすいことも

■ 不同沈下があれば傾斜のみで判定可能

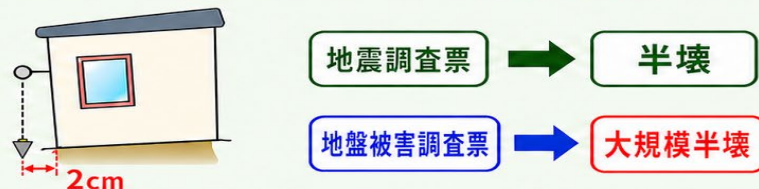
床の傾斜が1/100以上 → 少なくとも半壊判定が可能
(傾斜1.2cm以上)



※水平器で窓枠部分の傾斜を測定して、1/100以上であれば、床の傾斜も1/100以上あるとみなしてよい運用です

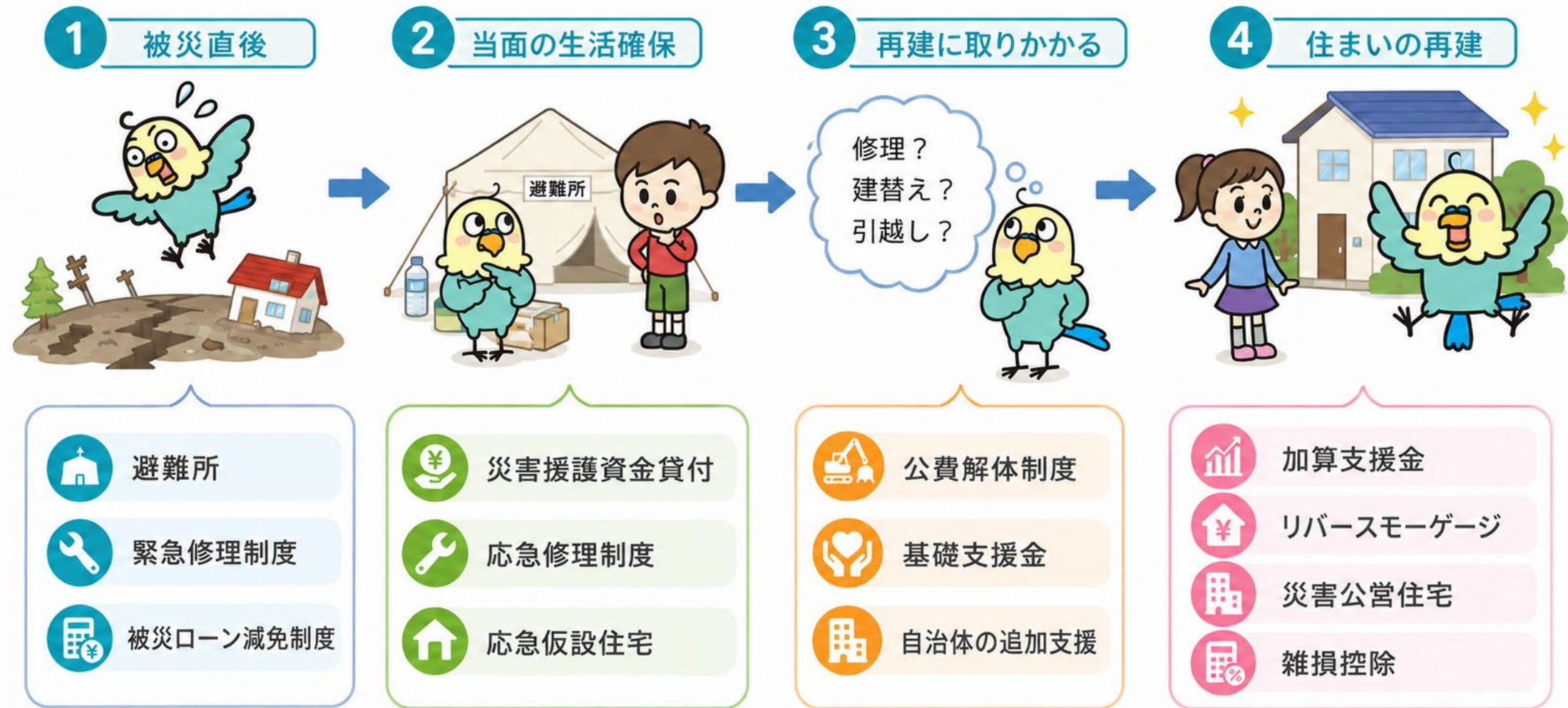
■ 傾斜2cm (以上6cm未満) の場合

地震調査票を使った場合には → **半壊**にとどまる
地盤被害調査票を使えば → **大規模半壊**にできる



💡 **だから地盤被害調査票の活用が大事**

住まい再建と支援制度





！ この制度のポイント

- ブルーシートやベニア板などの緊急修理の補助で、**56,400円**まで使えます
- 住民が支払った費用を補助する制度ではなく、修理費用を**自治体から直接修理業者に支払う**制度
- そのため、必ず**事前に自治体へ相談**が必要
- 発災直後に必要な制度なので、**罹災証明書は不要**。準半壊「程度」の被害と判断されたら使えます
- 人が住んでいる住宅のみが対象です
- 借主も使える場合があります（要相談）
- 1つの家に複数の世帯で住んでいても、使えるのは**1世帯分**だけです



被災ローン 減免制度



住宅、事業、教育
などの個人ローンの
減額・免除

【破産の前に検討を】



！ この制度のポイント

- 今回の災害で「個人の借入」の返済が難しくなった人が対象です
- 制度の利用で負債が**減額**されたり、**すべて免除**されたりする可能性があります
- 住宅ローンだけでなく、自動車ローン、教育ローンなど**個人のローンは対象**になります
- 利用にはさまざまな条件（所得、返済比率など）があるので、**弁護士会にまずは相談**してください
- 借換えなどで災害時の借入を返済してしまうと**制度が使えなくなります**
- 制度の利用を支援する弁護士などの**専門家費用は無料**です
- この制度を使っても、いわゆるブラックリスト（信用情報）に**掲載されません**
- 自己破産より**多くの財産を残せる**のが通常です



災害援護資金貸付



1か月以上の負傷
家財損害、住家被害に
応じ最大
350万円 貸付

！ この制度のポイント

対象は原則、自己所有の住居・家財。全壊で残存部分を取り壊さざるを得ない等の場合は、借家・アパート等の賃貸住宅も対象。

貸付限度額 被害の程度と世帯主の負傷の有無による／（ ）内＝残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の限度額

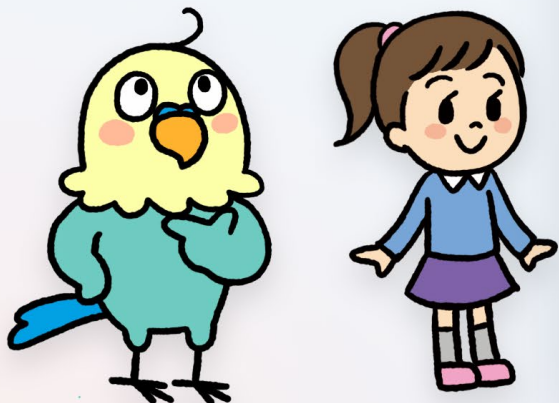
被害の区分	世帯主が1か月以上負傷	負傷なし
負傷のみ	150万円	—
家財の1/3以上の損害	250万円	150万円
住居が半壊（大・中規模半壊を含む）	270万円（350万円）	170万円（250万円）
住居が全壊	350万円	250万円（350万円）
住居全体が滅失・流失	350万円	350万円

世帯の所得要件（前年所得が下記未満）

1人 220 / 2人 430 / 3人 620 / 4人 730（万円）
5人以上：1人増すごとに 730万円＋30万円
※住居全体が滅失した場合は世帯人数を問わず
1,270万円

利率・返済条件

利率：**自治体で確認**
据置期間：3年（特別な事情がある場合は5年）
償還期間：10年（据置期間3年経過後の7年で返済）





！ この制度のポイント

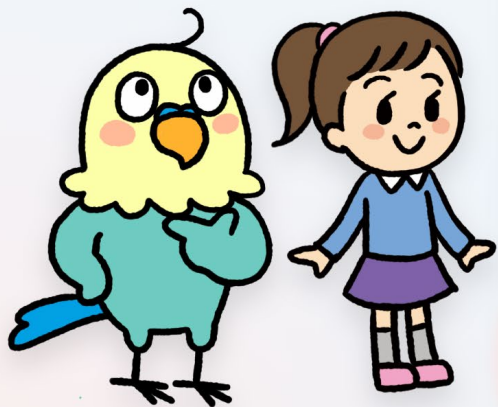
- 緊急修理制度と同じく、業者に支払ったあとで補助を受ける制度ではなく、**自治体が業者に直接工事代金を支払う**制度です
- そのため、工事前（最悪でも業者への支払い前）に**自治体へ相談が必要**です
- 制度利用には、①罹災証明書 ②施工前の被害写真 ③修理見積書 などがが必要です
- 屋根・壁・床・基礎・配管・トイレなど**使える場所に限定**があるので、対象外の場所是他制度や自費で支払うなどの工夫が大切です
- **エコキュートの交換**にも使えます（**エアコンはNG!**）
- 借主が使えることもあるので**自治体に要相談**
- この制度を使うと、**応急仮設住宅の利用が制限**されたり、**公費解体が使えなくなる**ことがあるので、特に半壊以上の人は**要注意!**





！ この制度のポイント

- 既にあるアパートなどを利用する「**みなし仮設（賃貸型仮設）**」と、新たに建設される「**建設型仮設**」があります
- みなし仮設は、被災後に民間の賃貸借契約をした場合でも、遡ってみなし仮設として扱えることがあるので、対象者は**自治体に相談**を
- 最近ではムービングハウス型・トレーラーハウス型や、その後に災害公営住宅へ転用される木造タイプなども
- **半壊以上の判定でなくても**、インフラの復旧未了や二次災害の危険がある方が入居できることも
- 原則2年間ですが、**特定非常災害に指定されると1年ごとに延長**される可能性があります（延長は一律ではなく自治体や被災者の状況ごとに異なります）
- **応急修理制度を利用後は、入居できないこともあるので要注意**



公費解体

(無料で解体・撤去)

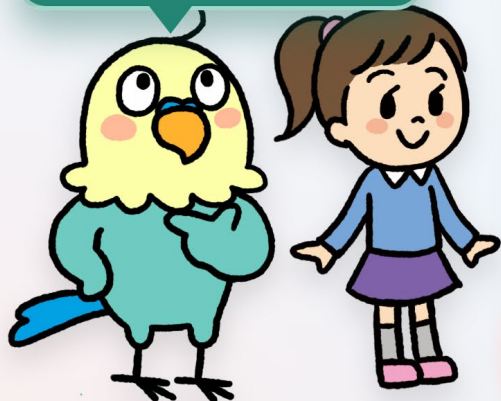


原則 **全壊建物** が対象

特定非常災害なら
半壊以上の建物も
対象になることも

！ 注意

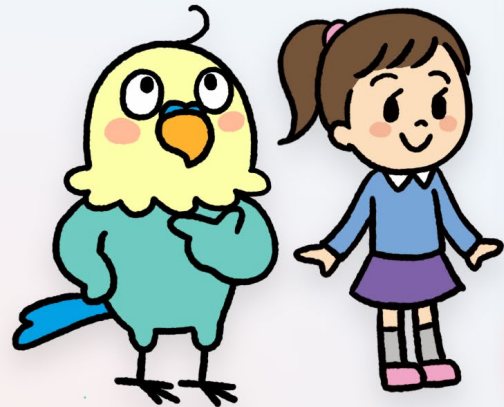
応急修理制度を使う
と使えなくなります



！ この制度のポイント

- 原則は**全壊の建物のみが対象**。ただし特定非常災害の場合などは、環境省が対象を**半壊以上に拡大する運用**も
- 対象が拡大されない場合でも、解体は自費・運搬と処分は無料になる例など複雑なので、**自治体情報を確認**する
- 公費解体の内容は、**自治体ごとに異なる**こともあります
- 住宅だけでなく、空き家・納屋・車庫・店舗・寺社なども**幅広く対象**になることも（高層住宅は自治体に確認を）
- **擁壁などは原則対象外**ですが、認められることもあります
- 能登半島地震では「**一部解体**」も**条件つきで可**に。ただし一部解体は、支援法で全壊と同じ給付となる「**解体世帯**」にはならないので注意
- 自費で解体後に自治体へ費用を請求する「**費用償還**」もありますが、**全額をもらえるとは限らない**ので嚴重注意！





！ この制度のポイント

- 半壊以上の建物や、敷地被害がある建物をやむを得ず解体した場合は「**解体世帯**」となり、**全壊と同じ支援**に
- 能登半島地震では、半壊以上の多くの世帯が公費解体により「**全壊**」扱いとなりました
- 「**やむを得ず**」の審査は**緩やか**です。ただし敷地被害解体の場合は、敷地被害の程度がわかる見積書などの資料が必要です
- **所得制限などはありません**
- 単身世帯はもらえる金額が**4分の3**です
- 申請期限は発災日から**13か月以内**ですが、大災害では延長されることが多いです
- 長期避難世帯は、危険が継続するなど長期間住めないと都道府県が認定した世帯で、**全壊扱い**に（認定では市町村の熱意が大切）



自治体の追加支援



自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集が大切に



！ この制度のポイント

- 大災害では、すでにある支援制度以外に、災害後に**国や自治体の支援制度が追加される**ことがあります
- 能登半島地震では、住宅の建替えなどをする場合、既存の制度とは別に**500万円以上の給付支援が追加**されました
- 熊本県には、**半壊世帯に10万円を給付**する制度も平時から存在します
- 多額の費用がかかる①地盤改良工事 ②傾斜修復工事 ③耐震化工事 ④擁壁や石垣の修復 ⑤レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域）からの転居 などについても、**今後支援制度が発表されることがあります**
- 被災された方も、支援者も、自治体職員も、**今後の情報を自治体HPや冊子などで定期的に確認**しましょう

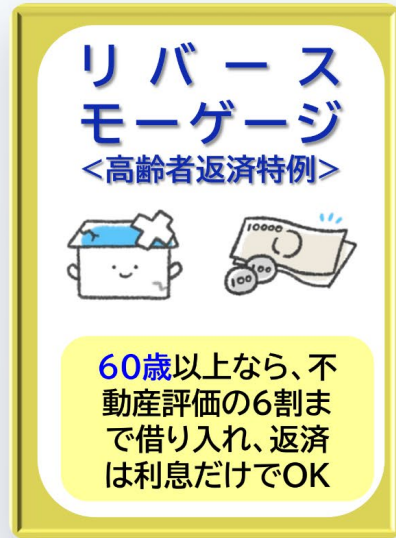




！ この制度のポイント

- **基礎支援金の次にもらう**のが加算支援金（中規模半壊は加算支援金のみ）
- 中規模半壊でも、建物をやむを得ず解体すれば**全壊の金額**がもらえます
- この制度は**見舞金**。建設・購入・修理・賃借いずれも、実費が少額でも**左の金額が一律**でもらえます
- 建替え（建設）・購入は、**被災地以外の都道府県の物件でも対象**になります
- 申請期限は災害から**37か月以内**。大災害では通常延長されます（複数回の延長も珍しくない）
- 申請には建築契約書・売買契約書など**契約書の添付**が通常必要です
- 親子などが**別々に自己名義の罹災証明書**を持てば、連名契約で**証明書の数だけ支援**が可能（例：200万円×2＝400万円）
- 修理（補修）は**被災した自宅以外の建物でも使える場合**があるので自治体に要相談



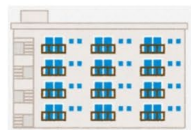


！ この制度のポイント

- **住宅金融支援機構**（旧 住宅金融公庫）の**被災者向け融資**です
- 申込時に**60歳以上**なら、場所を問わず**概ね不動産評価の6割程度**の借入が可能です
- 返済は**利息のみ**です（直近で年 2.38 %の固定金利）
- 元金は債務者全員の死亡時に不動産の売却などで返済。売れなくても**相続人には請求されません**
- ただし相続人が相続した場合、売れないと**毎年固定資産税**の請求が自治体からきます
- 相続人がその不動産を望む場合は、**元金を支払って抵当権を抹消**します
- 建築・購入は半壊以上の罹災証明が必要ですが、**補修なら一部損壊でも使えます**（建替えに近い全面補修の融資が認められることも）
- 夫婦の一方が60歳未満でも、他方が利用後にその人が60歳になれば**あとから追加**できます



災害公営住宅



収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり



！ この制度のポイント

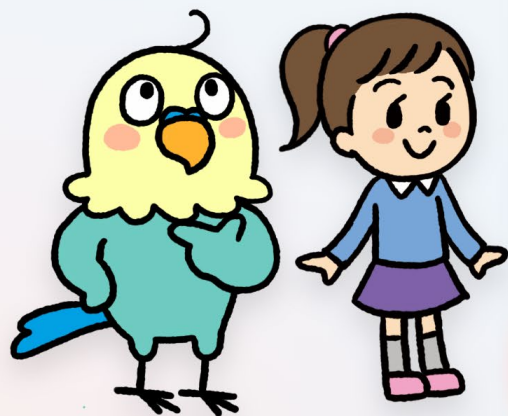
- 大きな災害では**市町村により建設される**ことがあります（ただし最近では建設まで相当な年数がかかっています）
- **平屋タイプも集合住宅タイプ**もあります
- 市町村の**中心部などに集約して建設**される傾向です
- 所得制限の有無など**入居条件や家賃は自治体ごとに異なります**
- 概ね「**半壊以上で建物を解体する世帯**」が入居対象になります
- 当初数年は家賃が低く設定されますが、働き盛りの世帯などは**数年後から家賃が上がる**こともあります
- **加算支援金など住まい再建の支援金を受け取ると、その後入居できなくなる運用**があります
- 他方で、一度入居しても**退去すれば加算支援金は申請できます**（ただし申請期限に注意）



雑損控除 (災害減免法)



建物・家財・車・墓地
などの損害は
確定申告により
税金の減免になる



! この制度のポイント

- 難しく考えず、みんな大好き「医療費控除」と同じです
- 確定申告をすることで、災害で受けた損失分を「所得」から差し引いてもらえます
- その結果、所得税や住民税が減額または0になります
- 建物・家財・車・お墓の損害など対象は複数あり、保険金をもらった分は損失から減らします
- 雑損控除の申告は5年間さかのぼってできます（還付申告）
- 1年分の所得で控除しきれない場合、3年間（特定非常災害なら5年間）損失を繰り越せます
- 家財の損失は、被害金額が不明なら推定額を使えます（例：世帯主が50歳以上なら夫婦で1150万円の家財があったとして申告可）
- この額に被害割合をかけて損失額をだします（全壊100%・半壊50%・一部損壊5%と決まっています）



災害時の雑損控除 損失額の計算ポイント

計算に使う基準



雑損控除を使うと、災害による損失に応じて税負担の軽減につながります

① 住宅の損失額

- 取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額} = (\text{住宅の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

- 取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = [(\text{1m}^2\text{当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$



② 家財の損失額

(生活に通常必要な動産。車両を除く)

- 取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家庭用財産評価額} \times \text{被害割合}$$



家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
～29	500万円	300万円
30～39	800万円	300万円
40～49	1,100万円	300万円
50～	1,150万円	300万円

※大人(年齢18歳以上)1名につき130万円、
子供(年齢18歳未満)1名につき80万円を加算します。

被害割合表

区分	被害区分	被害割合	
		住宅	家財
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊 (倒壊に準ずるものを含む)	100%	100%
	半壊	50%	50%
	一部破損	5%	5%
浸水	床上1.5m以上	詳細は被害区分・ 家屋形状で変わります	
	床上1m以上1.5m未満		
	床上50cm以上1m未満		
	床上50cm未満		
	床下		

※浸水の深さや建物の状況などにより、被害割合が決まります。



ポイント： 取得価額がわからなくても、家族構成別評価額や被害割合表を使って
損失額を計算できます。まずは被害区分と家財・住宅の情報を整理しましょう。

被災後の支援を1枚に — 「支援制度すごろく」

被災後に検討したい順に、日本を代表する9つの支援制度を時系列で整理したツールです

制作：弁護士 永野 海／2026年7月20日版

支援制度すごろく

2026年7月20日版 制作：弁護士 永野 海

災害の規模や被害の程度、お住まいの自治体などによって使える制度は異なります。

DLページ

すごろくの順番に検討してください

①被災ローン減免制度

(自然災害債務整理ガイドライン)

一定の預貯金、家財保険金義援金、支援金などを手元に残したままローンを減額・免除。信用情報にも掲載されません。

お問い合わせ先
お住まいの弁護士会
対象の人

②災害援護資金貸付

(災害弔慰金法)

借入を検討している人(所得制限があります)

返済期間10年/当初3年間(例外で5年間)は返済据置きで利息もかかりません

借入最大350万円
(全壊250万/半壊170万/家財3分の1の損害150万など)

お問い合わせ先
自治体
対象の人

③応急修理制度

(災害救助法)

(2026年基準)
半壊以上の世帯 → 75.7万円
準半壊の世帯 → 36.7万円

お問い合わせ先
自治体
対象の人

⑥基礎支援金

(被災者生活再建支援法)

全壊世帯/解体世帯/長期避難世帯 大規模半壊世帯
→ 100万円
→ 50万円

お問い合わせ先
自治体
対象の人

⑤公費解体

(環境省の補助制度)

建物を全壊になって解体を考えている人
特定非常災害などでは半壊以上の建物に対象が拡大されることも

建物を無償で解体・撤去(自費解体後の償還制度も)

お問い合わせ先
自治体
対象の人

④応急仮設住宅

(災害救助法)

原則最長2年(特定非常災害では延長可能性あり)
家賃無料(光熱費負担あり)

お問い合わせ先
自治体
対象の人

⑦加算支援金

(被災者生活再建支援法)

建設・購入 → 200万円
修理 → 100万円
民間貸借 → 50万円

お問い合わせ先
自治体
対象の人

⑧災害復興住宅融資

(高齢者返済特例もあります)

建設・購入の融資
→ 半壊以上の世帯
修理(補修)の融資
→ 一部損壊以上の世帯

お問い合わせ先
住宅金融支援機構
対象の人

⑨雑損控除

(所得税・住民税減免)

その年の所得の10%を超える部分の損害額が所得から控除される医療費控除に似た制度

お問い合わせ先
税務署に確定申告
対象の人

9 代表的な9つの支援制度を厳選

被災ローン減免・援護資金貸付・応急修理・応急仮設住宅・公費解体・基礎/加算支援金・災害復興住宅融資・雑損控除

「すごろく」形式で時系列に配置

被災直後から、検討したい順(①→⑨)に並べています

各制度を3点でカード化

どんな制度か／誰が使えるか／窓口はどこかがひと目でわかる



①からスタート、順番に検討！

QRコードから最新版をダウンロードできます

判定ごとに使える制度が一目でわかる — 「支援制度一覧表」

自分の罹災証明書の判定で「使える制度」を、もらさずチェックできる一覧表です

制作：弁護士 永野 海／2026年4月27日版



あなたの
罹災証明書で
使える制度を
チェック！

支援制度一覧表

2026年 4月 27日版
制作 弁護士 永野 海



最新版のDL

黄色：原則、災害救助法の適用が必要
緑色：原則、被災者生活再建支援法の適用が必要
赤色：それぞれの制度等の適用や実施が必要

	被災直後 (無理しないで)			住まいへの支援			もらえるお金				借りられるお金				その他の支援				
	専門家への相談	ボランティアや 土砂撤去	自治体による 火災・地震保険 共済などの確認	応急修理制度 (2026年基準)	応急仮設住宅	公費解体	災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額		義 援 金	災害弔慰金	自治体独自の 支援金・補助金	社会福祉協議会 の貸付	災害復興 住宅融資	災害復興住宅融資の 高齢者返済特例	資金貸付 災害支援	被災ローン 減免制度	雑損控除	その他
								基礎 支援金	加算支援金 住居の再建方法 で金額が変わる										
全 壊	困りごとは遠慮なく相談をして下さい	自治体ごとに時期・内容に違いがあります	水災補償の加入や金額も確認をしましょう	75.7 万円	○	○	○	100 万円	建設・購入 200万円 修理 100万円 民間貸借 50万円	義援金配分委員会が配分方法を決定	避難中の災害関連死の時も申請を忘れずに ※5	定期的に自治体からの情報をチェック	生活、住宅、福祉、教育など様々な貸付あり	住宅金融支援機構が行う住宅再建用の融資	60歳以上なら返済が利息のみの特例融資も	最大 350 万円	住宅ローンなど個人ローンが減免される制度 ※6	災害の損害を所得控除（確定申告必要）	右上のQRコードから
半壊など +建物解体																			
大規模 半壊																			
中規模 半壊																			
半 壊																			
準半壊																			
一部損壊 (床下浸水も)				75.7 万円	△	※3	△	50 万円	建設購入 100万円 修理 50万円 民間貸借 25万円										
長期避難 世帯 ※1				36.7 万円	※2		※4	100 万円	上記全壊と 同じ支援金										

※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と都道府県から認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱いになります。

※2 大規模な災害では、半壊以上の世帯や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要なる方の入居可能性もあります。

※3 特定非常災害などでは、半壊以上の建物も公費解体の対象になることがあります。ただし、修理か解体かは焦らずに検討を。

※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方なども入居できることも。入居には自治体ごとに条件があります。家賃は必要です。

※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額が支給されます。

※6 世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1の損害（浸水被害も）でも各150万円まで借入れできる可能性。



罹災証明書の「判定」ごとに整理

全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊・長期避難世帯の行で、使える制度が分かる



5つの分野で一覧化

被災直後／住まいへの支援／もらえるお金／借りられるお金／その他の支援



大切な制度を「もらさない」

金額・条件・注意点（※）まで一目で確認。
使い忘れ・申請もれを防ぐ



自分の判定の行を見て、使える制度をチェック！

QRコードから最新版をダウンロードできます



参考として
お使いください

被災後の住まい再建ロードマップ

災害救助法と被災者生活再建支援法の適用のある大災害が前提です

まずはここから



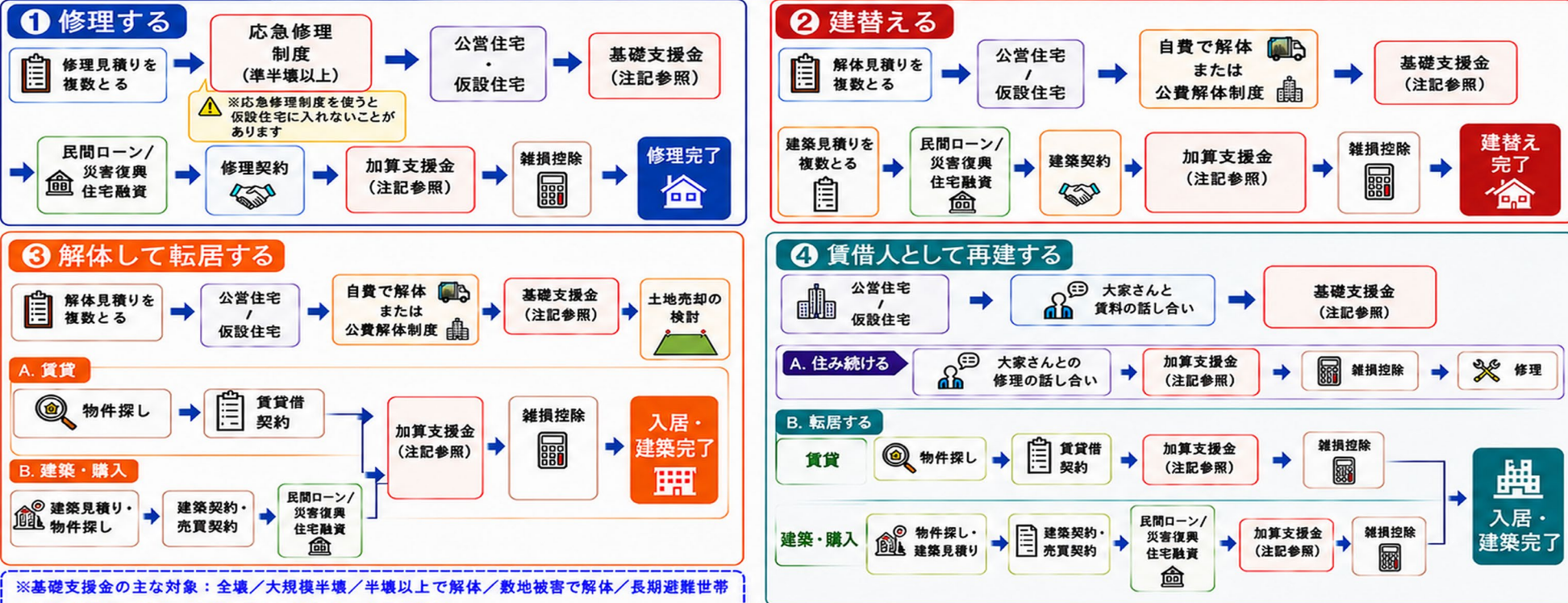
早めに検討したい
共通支援

被災ローン減免制度

災害援護資金貸付

緊急修理制度

ここから、住まいの再建方法によって分かります



※基礎支援金の主な対象：全壊/大規模半壊/半壊以上で解体/敷地被害で解体/長期避難世帯
※加算支援金の対象：基礎支援金の対象者 + 中規模半壊

※制度の適用の有無・利用条件・内容は、自治体、被害状況、時期などにより異なります。

作成：弁護士永野海（2026年8月10日版）／「ひさば」で検索するとダウンロードできます



支援制度診断アプリ

質問に答えるだけで、使える支援制度がわかる。カードを貼って、支援が見える化。



スマホで
かんたん診断!

1 いくつかの質問に答える

被災状況や年齢、住まいの被害程度などを選ぶだけ

2 判定結果が自動でわかる

自分が使える支援制度が自動表示される



3 専用台紙で見える化

カードを貼って、支援を整理・計画できる!

- カードを自由に追加できる
- 金額を書き込める
- 使える支援を一覧で整理できる
- 自分専用の支援プランが見える

被災者生活再建カード 台紙

⑤決めた住まいの再建のために使える生活再建カードを台紙の上に全て貼り、金額を書く
「途中の生活場所」も考えてください

右にチェックしてね

- ☐ 全壊
- ☐ 大規模半壊
- ☐ 半壊
- ☐ 準半壊
- ☐ 一部損壊
- ☐ 一部損壊
- ☐ 一部損壊
- ☐ 一部損壊

①今の生活場所を記入したりカードを貼る

現在の生活場所	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円	9万円	10万円	合計
途中の生活場所	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円	9万円	10万円	合計
最終的な住まい	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円	9万円	10万円	合計

②貯蓄額を書く

③住まい再建の上で大切にしたいライフスタイルカードを2枚選んで貼る

④ライフスタイルカード 1枚目

⑤ライフスタイルカード 2枚目

⑥住まいの再建に使える最大の金額

説明会のあとにご活用ください

熊本県弁護士会の無料電話相談と支援情報

支援情報はこちら



支援情報ニュース
「くま弁ニュース」

- 被災者支援情報をわかりやすく整理
- 無料電話相談の案内も掲載



「ひさぽ」の支援情報

被災者支援カードや
各種支援制度など、
役立つ情報をまとめて掲載



まずは
ここへ

熊本県弁護士会
なんでも無料電話相談



電話番号 ☎ **096-312-3252**



期間：令和8年8月3日(月)～8月31日(月)



平日のみ：10時～12時／14時～16時



公的支援・り災証明、住まい・不動産・賃貸借、
住宅ローンや借金などの相談に対応



これらの情報は「ひさぽ」のHPからたどれます

「ひさぽ」で検索



ひとりで悩まず、まずは相談してください。❤️